

世界文化遺産の登録推薦に向けた  
包括的保存管理計画の策定について  
(中間報告)  
概 要 版

平成 2 0 年 3 月

文 化 庁



# 目次

1. 調査研究の概要	1
2. 包括的保存管理計画とは	2
3. 包括的保存管理計画の必要性	4
4. 包括的保存管理計画の構成について	7
5. 包括的保存管理計画策定のための指針（案）	11
6. 目標とする包括的保存管理計画の概要	15
参考資料（用語集）	19



# 1. 調査研究の概要

## (1) 目的

ユネスコ世界遺産委員会では、世界遺産<sup>\*1</sup>の登録審査に際し、資産の保存管理計画の策定を求めている。特に、一定の地域に分布する一群の文化財により構成される文化資産の場合には、個々の構成資産<sup>\*2</sup>の一体的な保護を図る必要性から、包括的保存管理計画の策定を求めることが多くなっている。

本調査研究は、世界文化遺産の登録のための条件や、登録に必要とされる体制等について、地方公共団体や住民等の関係者が共通の理解を持ち、世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的な保存管理計画の策定に取り組むことができるよう、計画策定の在り方について調査研究を行い、一定の指針を示すことを目的とする。

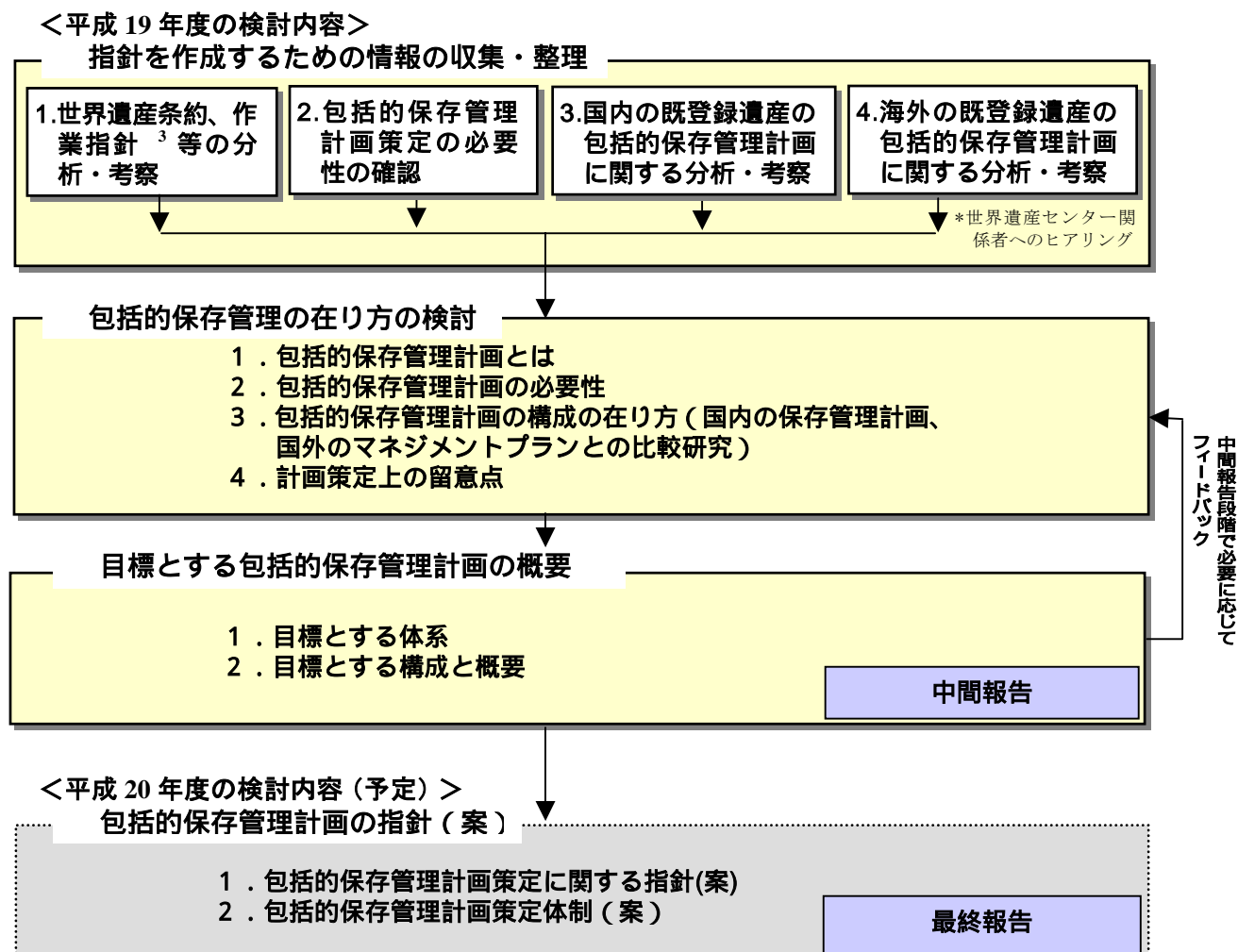
## (2) 対象

本調査研究は、世界遺産一覧表への文化資産の登録推薦を目指して、資産全体に係る保存管理計画を策定しようとする関係者を対象として、包括的保存管理計画の作成に関する一定の指針を示すことを目的とする。

また、既に世界遺産一覧表に登録されている文化遺産の保存管理事業に携わる関係者が、ユネスコ世界遺産委員会に対して提出する定期報告にも対応することが必要であることから、登録遺産全体に係る保存管理計画を新たに作成したり、既存の包括的保存管理計画の見直しを行ったりする場合にも参考となるよう配慮することとする。

## (3) 進め方

本調査研究は2ヶ年にわたって行うものとし、以下のフローに従って進めることとする。



## 2. 包括的保存管理計画とは

世界文化遺産の登録推薦に当たり必要となる「世界遺産のための保存管理計画 (management plan) <sup>4</sup>」に対応する計画

多様な構成資産 <sup>2</sup> を含む推薦資産 <sup>5</sup> の一体的な保存管理に関する計画

### <解説>

#### 2-1 世界文化遺産の登録推薦に当たり必要となる「世界遺産のための保存管理計画 (management plan)」に対応する計画

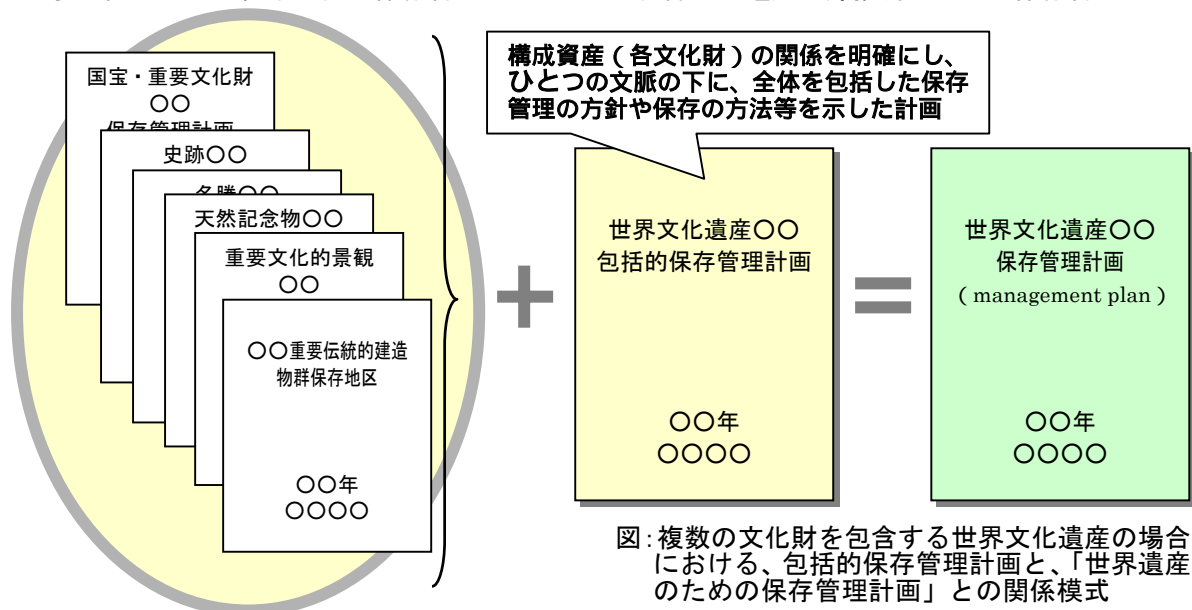
ユネスコ世界遺産委員会は、「世界遺産条約履行のための作業指針」(現行2005年版、以下、「作業指針」という。)において、世界遺産一覧表への資産の登録推薦の要件等について示している。それによると、推薦資産の顕著な普遍的価値を適切に保存管理していくために、保存管理の内容を明文化した「世界遺産のための保存管理計画 (management plan)」の策定を求めている。

#### 2-2 多様な構成資産を含む推薦資産の一体的な保存管理に関する計画

近年、我が国における世界遺産一覧表への文化資産の登録推薦の傾向として、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等の複数にわたる多様な文化財をひとつの文脈でまとめ、複数の文化財を一体として登録推薦することが顕著となってきている。こうした複数にわたる多様な構成資産のみならず、推薦資産を総体として捉え、ひとつの文脈の下にまとまりあるものとして適切に保存管理していくためには、これまで個々の構成資産について策定してきた保存管理に関わる計画(国宝・重要文化財では保存活用計画<sup>\*6</sup>、史跡名勝天然記念物等では保存管理計画<sup>\*7</sup>、重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区では保存計画<sup>\*8</sup>及び<sup>9</sup>、以下、「保存管理計画等」という。)に加え、複数の構成資産の関係を明確にした上で、全体に関する保存管理の方法を示す必要がある。

このことから、推薦資産を構成する多様な構成資産に関する保存管理計画等に加え、多様な構成要素を包括する保存管理計画が必要になってきており、近年における文化資産の登録推薦に当たっては、以下のような概念の下に包括的保存管理計画を策定することとしている。

<我が国における従来の個別保存管理計画>      <世界文化遺産登録推薦のための保存管理計画>

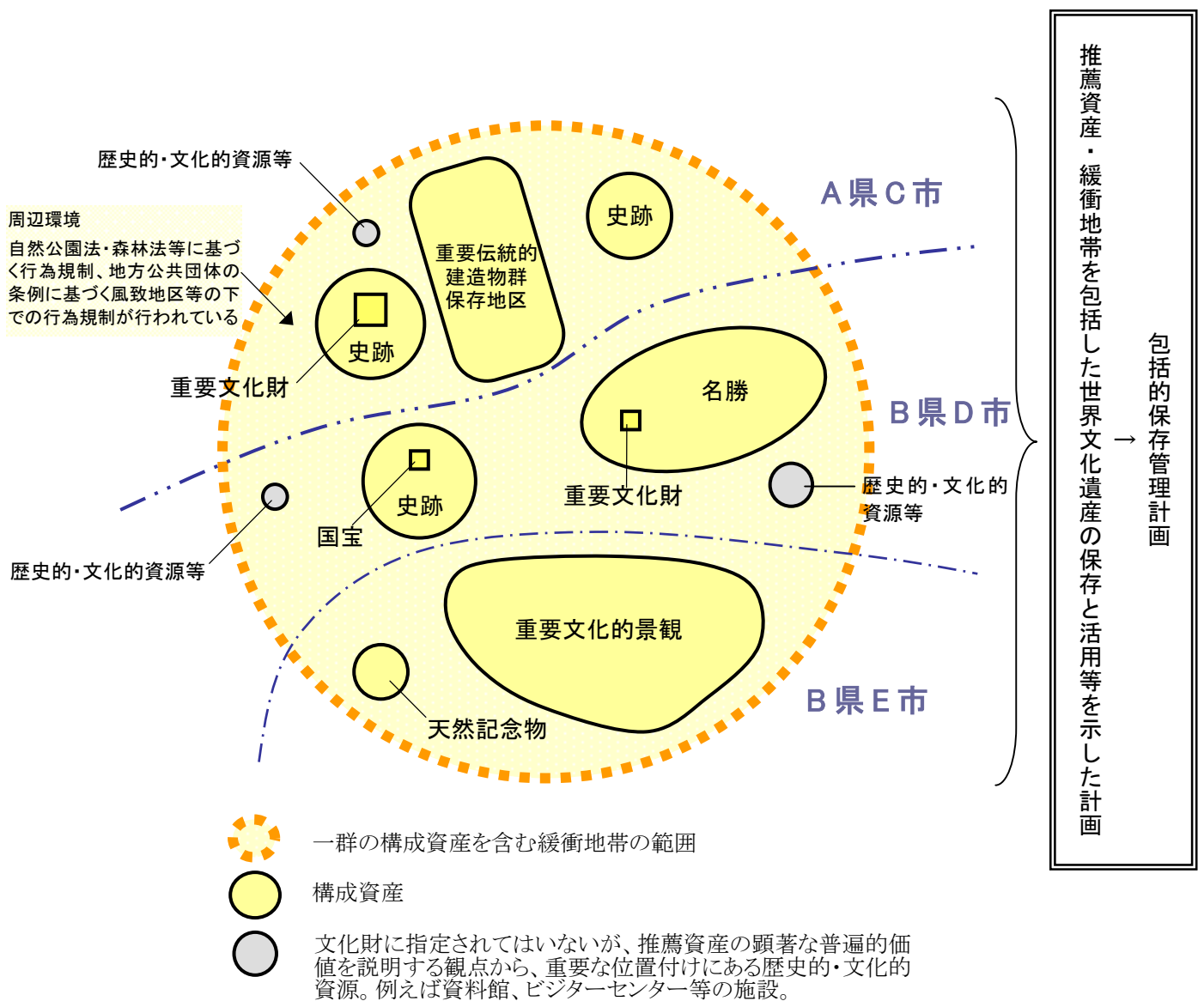


## <包括的保存管理計画が対象とする範囲>

これまで、我が国からの世界遺産一覧表への文化資産の登録推薦においては、文化財保護法により国が指定した文化財を構成資産として位置付けることとしてきた。さらに、構成資産を取り巻く周辺環境については、自然公園法・森林法等他の法律に基づく規制や、地方公共団体が定める条例に基づく風致地区等の制度の下での規制など、各構成資産である文化財との連携を図りつつ、資産の顕著な普遍的価値を補完する一体の地域として、調和のとれた保護を行うこととしてきた。

今後、多様な構成資産から成る文化資産の登録推薦が増える傾向にあることから、一群の構成資産から成る推薦資産とその周辺環境との調和を図った一体的な保存管理が重要な課題となってくる。

以上のような状況を踏まえ、世界遺産のための包括的保存管理計画の策定に当たっては、推薦資産とその周辺の一体的な保存管理を適切に行うことができるよう、推薦資産周辺の環境の保全に係わる多くの法令等と十分に調整を図ることが重要である。



図：包括的保存管理計画の検討対象を示した概念図

### 3. 包括的保存管理計画の必要性

**多様な構成資産から成る推薦資産の価値を一体的に保存管理することの必要性**

**推薦資産のみならず、緩衝地帯をも含めた包括的な保存管理の必要性**

**複数にわたる所有者、地方公共団体、その他の機関が相互の共通認識の下に、保存管理を遂行するための指針の必要性**

#### < 解説 >

##### 3-1 多様な構成資産から成る推薦資産の価値を一体的に保存管理することの必要性

本項では、先ず、世界遺産条約上の文化遺産の種別と我が国における文化財種別との関係を整理する。次に、包括的保存管理計画の策定が求められる背景として、近年の世界遺産の登録推薦における動向を概観するとともに、登録推薦の審査に当たり包括的な保存管理が極めて重要な要素になってきていることについて解説する。

#### (1) 世界遺産条約上の文化遺産の種別と国内法上の文化財種別

世界遺産条約上、文化遺産には次の3つの種別が定義されている。これらのいずれの場合においても、不動産又は動かす可能性のない文化財であることが前提となっている。

##### ① 記念工作物 (monuments)

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

##### ② 建造物群 (groups of buildings)

独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。

##### ③ 遺跡 (sites)

人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの。

以上の世界遺産条約上の文化遺産の種別と国内法上の文化財の種別との関係は、推薦資産の固有の特質、価値評価の視点、構成資産の形態・性質により多様である。



## (2) 近年の世界遺産登録推薦の動向

1978（昭和53）年に世界遺産一覧表への遺産登録が開始されて以来、遺産登録数は着実に増加してきた。しかし、その一方で、世界遺産一覧表に各種の不均衡<sup>※10</sup>が見られるようになってきた。このような傾向に対して、ユネスコ世界遺産委員会では、「顕著な普遍的価値の総体」としての世界遺産一覧表の信頼性が揺らぐとの懸念を抱き、是正策について検討し、1994（平成6）年に「世界遺産のグローバル・ストラテジー」<sup>※11</sup>（以下、「グローバル・ストラテジー」という。）を採択（作業指針の段落54～61）した。

近年、世界遺産の登録推薦の審査に当たっては、グローバル・ストラテジーに示された方針に基づき、次のような傾向が顕著に見られるようになってきた。

- ① 新規の登録遺産数の抑制
- ② 文化的景観に対する注目度の高まり
- ③ 独特の資産の登録推薦

## (3) 近年の動向を踏まえた包括的保存管理計画の必要性

近年、世界遺産の登録推薦に当たっては、単一の資産のみならず、多様な構成要素が共通する自然的・歴史的・文化的文脈の下に、ひとつのまとまりを以て成立している資産をも含め、顕著な普遍的価値の捉え方が多様化する傾向にある。

個別の構成資産の保存管理に関しては、従来の各文化財の保存管理計画により確実に価値を継承していくことが可能であるが、各構成資産間の関係の明確化とその関係の確実な保存管理に当たっては、従来の個別の文化財の保存管理計画だけでは網羅することができない状況にある。

このことから、多様な構成資産を有する推薦資産の場合には、構成資産のそれぞれの関係を明らかにするとともに、構成資産相互の保存管理の連携に関する考え方や、緩衝地帯も含め、全体を一体として保存の方法を明確にすることが必要である。

2004（平成16）年に世界遺産一覧表に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の場合には、登録決定に当たり、ユネスコ世界遺産委員会は以下の3つの勧告を決議した。

- i. 5年以内に、保存管理の基礎を成す重要構成要素の一覧表を作成することを勧告する。この一覧表には、森林で覆われた山岳景観に関する分析を含む必要がある。
- ii. 締約国に対して、遺産の保存管理を監督する調整機関の設置について考慮し、あるいは体系的な調整に当たる者を任命することについて勧告する。
- iii. 関係当局は、この遺産の自然及び文化の両方の側面を継続的に管理するために、さらなる詳細な管理計画及び中期的な戦略を立案することを求める。この計画は2006（平成18）年の第30回世界遺産委員会の審査に付すことができるように、2006（平成18）年2月1日までに世界遺産センターに提出することが求められる。

今後、我が国から登録推薦を行う資産の多くは、国宝・重要文化財、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等の様々な文化財の組み合わせにより、多様な構成資産から成る可能性が高い。

このように、多様な構成資産から成る推薦資産を適切に保護していくためには、それぞれの構成資産に係わる保存管理のみならず、構成資産の相互の関係の明確化を踏まえた推薦資産全体の一体的な保護の在り方や体制をも明示した世界遺産登録推薦のための包括的保存管理計画が必要となる。

### **3-2 推薦資産のみならず、緩衝地帯をも含めた包括的な保存管理の必要性**

一般に、各構成資産の保存管理に関しては、個別の文化財の保存管理計画において、確実に価値を継承していくための考え方や保存方法を示すこととしている。しかし、それらの計画においては、各構成資産相互の間に介在する緩衝地帯の全般的な保全の考え方や方法を明示するまでには至っていない状況にある。

本項では、作業指針で求められている適切な緩衝地帯の範囲と、特に推薦資産に影響を与える要因として観光客の増加に対する対応等に着目し、包括的保存管理計画の策定の必要性について示すこととする。

#### **(1) 適切な緩衝地帯の範囲**

作業指針（103 段落～107 段落）に「推薦資産の効果的な保護を目的として（中略）設けられるもうひとつの保護の網」として規定されている緩衝地帯の範囲の設定は、推薦資産の真实性と完全性を確実に保持する上で極めて重要である。

緩衝地帯の範囲については、個別の構成資産に直近の周辺環境を保護するのみならず、複数の構成資産から成る資産の全体を一体として保護する観点から定める必要がある。同時に、都市計画等の土地利用規制に関する制度との連携がより強く求められており、資産と緩衝地帯との本来あるべき関係や、緩衝地帯が果たすべき役割等を十分検討した上で、適切な範囲を定めることが必要である。

#### **(2) 推薦資産及び緩衝地帯に関する包括的な保存管理計画の必要性**

多様な構成資産の集合体から成る推薦資産の場合には、構成資産の相互の空間的な関係を確保する観点から、構成資産間の周辺環境が極めて重要な意味を持つことが考えられる。こうした周辺環境を緩衝地帯と位置付け、推薦資産と一体を成す環境として確実に保全を図ることが重要となってきた。

推薦資産を様々な負の影響から護るための適切な緩衝地帯の範囲に関する考え方や、観光客の増加に対する対応策等を明示することは、従来の個別の文化財の保存管理計画では困難であり、推薦資産及びその緩衝地帯を包括する保存管理計画において示す必要がある。

### **3-3 複数にわたる所有者、地方公共団体、その他の機関が相互の共通認識の下に、保存管理を遂行するための指針の必要性**

多様な構成資産から成る推薦資産の場合、個々の文化財の所有者・管理者・管理団体が資産全体の保存管理に関与することが想定され、このようなすべての関係者が推薦資産の顕著な普遍的価値を共通に認識し、統一した考え方の下に、資産の一体的な保存管理を持続していくことが求められる。

このことから、資産の保存管理に関わる関係者間での明確な役割分担に基づき、効率的かつ効果的な保存管理を持続していくための共通の指針が必要である。この指針が、世界遺産登録推薦のための包括的保存管理計画である。

## 4. 包括的保存管理計画の構成について

**世界遺産登録推薦のために、我が国がこれまで策定してきた既登録の世界遺産の包括的保存管理計画の構成・体系との整合**

**世界遺産条約及び作業指針、近年の世界遺産登録推薦の動向、海外における保存管理計画との比較等から導き出される包括的保存管理計画の要件**

### < 解説 >

#### 4-1 世界遺産登録推薦のために、我が国がこれまで策定してきた既登録の世界遺産の包括的保存管理計画の構成・体系との整合

我が国では、文化財の本質的価値を確実に保護するために保存管理計画を策定し、当該文化財の保存管理に関する基本方針・方法を明示するとともに、当該文化財の周辺環境の保全の在り方等についても言及している。

また、我が国の世界遺産一覧表への資産の登録推薦に当たっては、これまで、次のような文化遺産について包括的保存管理計画を策定してきたところである。

- ・紀伊山地の霊場と参詣道：2004（平成16）年7月登録
- ・石見銀山遺跡とその文化的景観：2007（平成19）年7月登録
- ・平泉―浄土思想を基調とする文化的景観―：2007（平成19）年2月登録推薦

これらの3つの文化遺産及び文化資産の包括的保存管理計画を策定するに当たっては、年を追うごとに登録の審査が厳しくなっている状況に対応すべく、検討内容も徐々に視野を広げるとともに、深い検討を行ってきている。

さらに、昨年からは「世界遺産暫定一覧表への文化遺産の追加のための手続き及び審査」が国内で開始され、新たに世界遺産暫定一覧表に追加記載された文化資産が所在する地方公共団体では、上記の3つの事例を参考としながら、世界遺産一覧表への当該文化資産の登録推薦に向けて、包括的保存管理計画の策定についての取組が活発化しつつある。

このような状況を踏まえ、今後は、上記の3つの文化遺産又は文化資産に係る包括的保存管理計画の構成を基本として、さらに内容の充実化を図っていくことが重要である。

#### (1) 包括的保存管理計画の構成の在り方

これまでの我が国の文化遺産又は文化資産の包括的保存管理計画では、目次及び構成等に若干の違いはあるものの、記述している骨子については、概ね次のように整理することができる。

#### 目 次

- 第1章 目的と経緯
- 第2章 資産構成の概要
- 第3章 保存管理の基本方針
- 第4章 保存と管理（個別の構成資産間の保存管理における調整方法）
- 第5章 周辺環境の一体的保全
- 第6章 整備と活用
- 第7章 運営方法と体制整備の方針

## (2) 文化財の種別に応じた保存管理との整合

個々の文化財の保存管理については、文化財の種別に応じて異なるものの、概ね以下のような項目に基づいて記述しており、包括的保存管理計画においても、これらの項目との整合を図る視点が重要である。

### ① 計画策定の沿革と目的

- ・計画策定に至る沿革と計画策定の目的を明確化

### ② 保存対象の概要

- ・指定された文化財の内容を明示（文化財の価値の明確化）
- ・文化財指定に至る経緯
- ・文化財の保護の経緯

### ③ 保護の現状（文化財の状況や保存管理の現状）

- ・文化財の現在の状況（文化財がどのような状態で存在しているか）を明示
- ・文化財の保存管理の現状として、他の法律による規制、管理の内容・体制等を明示

### ④ 保護の基本方針

- ・文化財の適切な保存・活用に向けての基本方針を明確化

### ⑤ 構成要素

- ・文化財を構成している要素を特定
- ・本質的価値を有する枢要の要素とそれ以外の要素への区分

### ⑥ 保存管理

- ・保存管理の方法を明示
- ・現状変更の取扱方針及び取扱基準を明示

### ⑦ 周辺環境の保全（周辺環境の一体的保全のための方針と対策）

- ・文化財の周辺における環境保全の現状と課題を明示
- ・環境保全の基本方針を明示

### ⑧ 防災

- ・自然災害や人的災害に対する対応策を明示

### ⑨ 行為規制

- ・指定地内における構成要素の分布・性質等に応じた行為規制の内容を明示
- ・都市計画法等の土地利用に関する規制、及び景観法に基づく景観保全及び景観形成との調整の考え方を明示

### ⑩ 整備活用

- ・公開その他の活用の基本方針を明示
- ・保存のために必要な修理及び管理施設等の整備、公開・活用に必要な施設等の整備に関する施策を明示

### ⑪ 運営及び体制整備

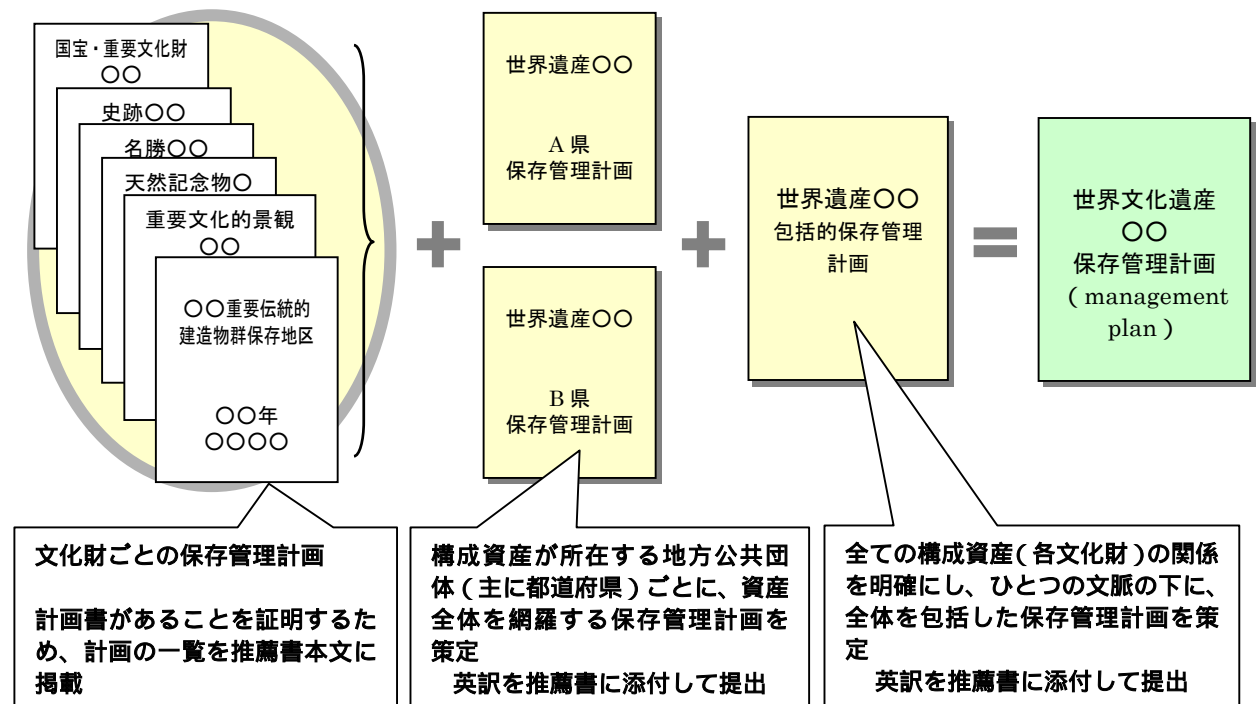
- ・運営の基本的な考え方を明示
- ・体制整備の方向性と具体的な体制を明示

### (3) 「世界遺産のための保存管理計画」に対応した保存管理計画の体系

我が国がこれまでに提出してきた各文化遺産の包括的保存管理計画を基本として、今後の保存管理計画に関する体系を示すと、以下のような分類が考えられる。この他に、推薦資産が単体の文化財から成る場合には、作業指針が求める「世界遺産のための保存管理計画」として、単体の文化財の保存管理計画のみを策定する場合も想定できる。

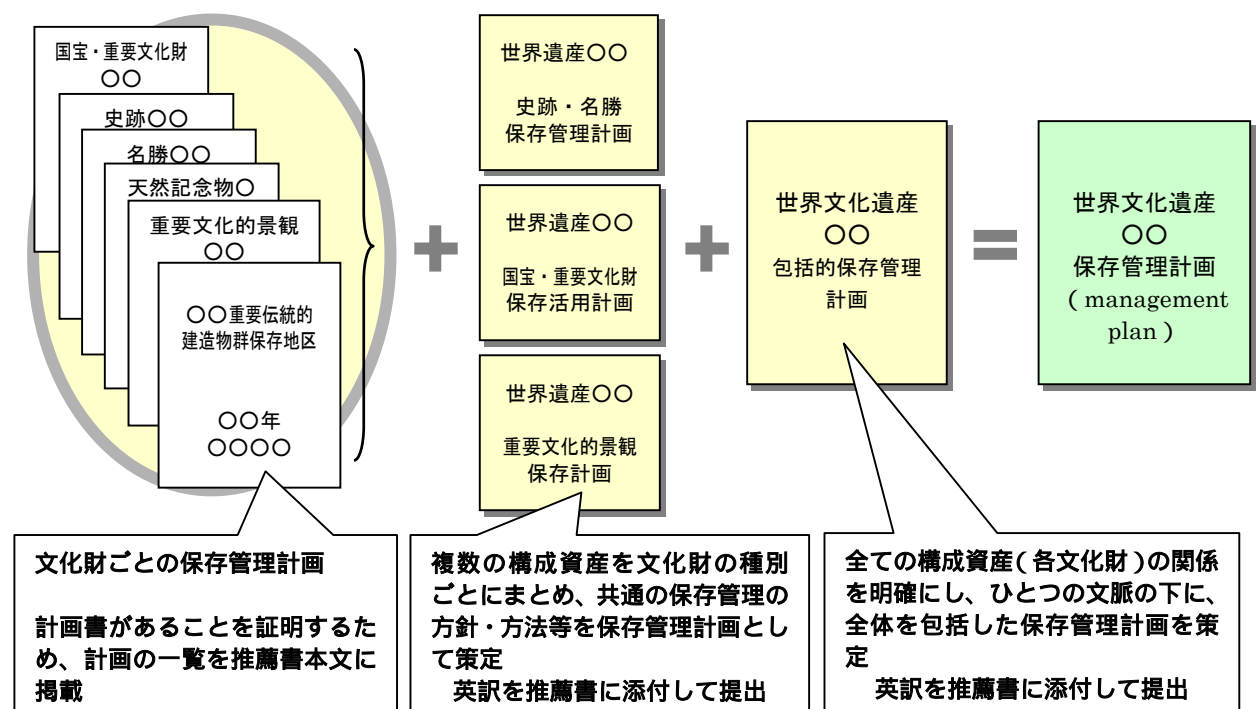
#### <タイプ1>

- ・所有者又は管理団体ごとに個別の文化財の保存管理計画を策定し、各県が世界遺産に関わる保存管理計画を策定
- ・関係都道府県が包括的保存管理計画を策定



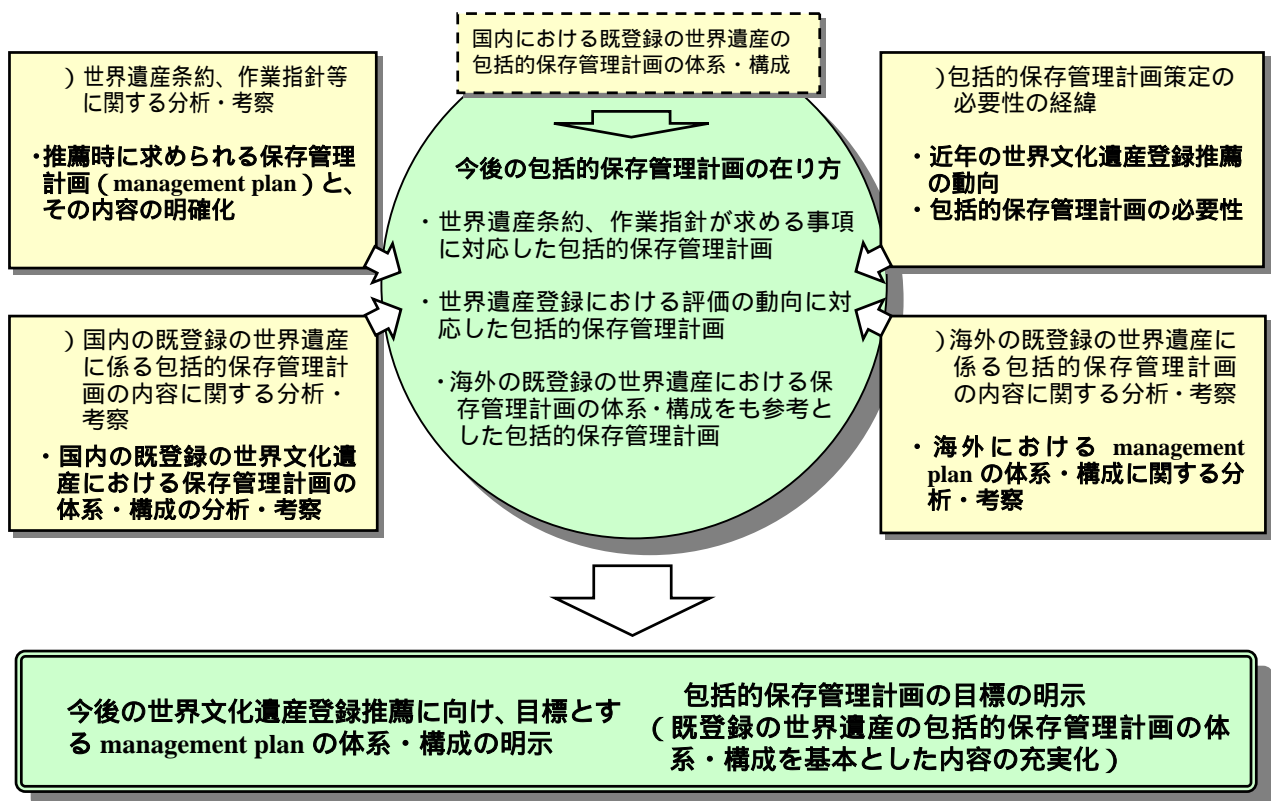
#### <タイプ2>

- ・同種別の文化財でまとめ、それぞれの担当部局で保存管理計画を策定（又は改定）
- ・所有者又は管理団体が、包括的保存管理計画を策定



## 4-2 世界遺産条約及び作業指針、近年の世界遺産登録推薦の動向、海外における保存管理計画との比較等から導き出される包括的保存管理計画の要件

今後定める包括的保存管理計画においては、これまで我が国が提出してきたものの構成や体系を基本としつつ、世界遺産条約及び作業指針に示された留意事項について再度確認することが必要である。また、近年我が国から登録推薦を行った文化資産に対して、登録審査時や国際専門家会議等において、ユネスコ世界遺産委員会やイコモスから指摘された事項に配慮することも必要である。さらに、海外における保存管理計画の事例も参考として、計画内容の一層の充実を図ることも必要である。以上を模式的に示したものが下図である。



- これからの包括的保存管理計画で充実を図る必要がある内容
- ・ 顕著な普遍的価値の明示
  - ・ 顕著な普遍的価値に照らした保存管理目標の設定
  - ・ 緩衝地帯の充実（根拠の説明、十分な範囲、都市計画等との連携）
  - ・ 観光との調和に関するしくみの充実
  - ・ 公開・活用・解説等の充実
  - ・ 地域住民生活との調和、地域住民参加のしくみの充実
  - ・ 定期的な見直し
  - ・ 行動計画（事業の優先順位、短期目標/中期目標/長期目標の設定）



## 5. 包括的保存管理計画策定のための指針（案）

### 国内の事例における保存管理計画策定の課題・留意点

#### 世界文化遺産の保存管理計画に対する国際的関心

##### < 解説 >

#### 5-1 国内の事例における保存管理計画策定の課題・留意点

##### (1) 顕著な普遍的価値及び真実性・完全性に関する事項

- ①世界遺産としての顕著な普遍的価値を明示するとともに、真実性と完全性の両面を確実に担保するための具体的な保存管理手法を明示することが必要。
- ②推薦資産の完全性の観点から、資産を構成する要素とその関係が一覧できる資料の作成を行うとともに、各構成資産間（各要素間）の関係を含め、完全性の保持に関する事項を明記することが必要。

##### (2) 価値証明に関する事項

- ①潜在的に顕著な普遍的価値の部分成す可能性のある要素については、それらを把握するために行う調査研究の推進計画の策定が必要。

##### (3) 緩衝地帯設定に関する事項

- ①推薦資産を確実に保護するための緩衝地帯の設定に関する考え方について、明確化が必要。
- ②都市計画等の土地利用規制に関する制度との具体的な連携の方法について、明確化が必要。

##### (4) 保存管理に関する事項

- ①推薦資産及びその周辺での生活住民との調和に配慮した保存管理の方針及び方法について、明示が必要。  
(包括的保存管理計画及び個別の保存管理計画の両方で定める)。

##### (5) 推薦資産に負の影響を与える可能性のある諸要素に関する事項

- ①観光や開発による人為的な影響を防止し又は緩和するための戦略の策定が必要。  
(推薦資産全体に係る内容については、包括的保存管理計画において定め、個別の構成資産に直近の周辺地における詳細かつ具体的な影響防止・緩和の方法については、個別の文化財の保存管理計画において定める。)
- ②自然災害等に対する未然の対応策や災害後の対応に関する計画、さらには来訪者の安全性を確実にするための計画が必要。  
(推薦時の推薦資産の状況に応じて、計画策定の必要性について確認することが必要。策定する必要がある場合には、推薦資産全体に係る内容について包括的保存管理計画において定め、個別の構成資産の詳細かつ具体的な防災に係る方法について個別の保存管理計画において定めることが適当。)

## (6) 保存管理・整備活用のための計画、行動計画に関する事項

- ①保存管理・整備活用に関する施策の進め方を示すことが必要。  
 (推薦資産全体に係る内容については、包括的保存管理計画において定め、個別の構成資産に関する詳細かつ具体的な保存管理・整備活用のための計画、行動計画については、個別の文化財の保存管理計画において定めることが適当。)

## (7) 保存管理体制に関する事項

- ①推薦資産全体の保存管理を監督する調整機関の在り方について示すことが必要。  
 (推薦資産全体に係る内容については、包括的保存管理計画において定め、個別の構成資産に関する詳細かつ具体的な内容については、個別の文化財の保存管理計画において定めることが適当。なお、包括的保存管理計画では、推薦資産全体の保存管理を監督する調整機関と個別の構成資産の保存管理体制との関係を明示することが必要。)
- ②地域住民を含む関係者間での保存管理と整備活用に関する合意形成の方法について明示が必要。  
 (包括的保存管理計画及び個別の保存管理計画の両者で定める。)
- ③保存管理等の取組に対して、地域住民が積極的に参加できるしくみを明確化することが必要。  
 (推薦資産全体に係る内容については、包括的保存管理計画において定める。個別の構成資産に関する詳細かつ具体的な内容については、個別の保存管理計画において定める。)

## 5-2 世界文化遺産の保存管理計画に対する国際的関心

海外における既登録の世界遺産に関する保存管理計画及び関連文献を分析すると、世界遺産の保護に関する国際的関心は、いかに顕著な普遍的価値を定義するのか(保護)、いかにわかり易く顕著な普遍的価値を伝えていくのか(解説等)、それらの取組をいかに継続していくのか(持続性)という点に、特に集中しているものと考えられる。包括的保存管理計画の策定に際しては、世界的な要請に応えるため、これらの関心に留意することが求められる。

なお、保護・解説等・持続性などの確認項目に沿って、日本及び海外における既登録の世界遺産の保存管理計画に関する比較を表に示し、それぞれの動向と今後の在り方について整理する。

表：日本及び海外における既登録の世界遺産の保存管理計画に関する比較表

確認項目	国名	日本	日本	日本	ラオス	英	英	カナダ
	資産名	紀伊	石見	平泉	ワット・プー	ニュー・ラナーク	コーンウォール	リドゥー運河
(1)保護								
・適切な緩衝地帯(都市計画的手法の導入)		△	△	△	—	○	△	—
・観光管理		△	△	△	○	○	○	○
(2)解説等								
・解説等の計画		△	△	△	△	○	△	△
(3)持続性								
・管理のための関連事業の行動計画		△	△	△	—	○	○	○
・モニタリングに関する規定		○	○	○	—	○	○	○

○：項目を示し記載 △：内容について記載 —：記載していない



## (1) 保護

### ① 適切な緩衝地帯（バッファゾーン）の範囲

作業指針（103 段落～107 段落）に「推薦資産の効果的な保護を目的として（中略）設けられるもうひとつの保護の網」として規定されている緩衝地帯の重要性については、周辺の高層ビル建築計画の問題により 2004 年から 2006 年にかけて危機にさらされている世界遺産一覧表に記載された世界遺産ケルン大聖堂（ドイツ）の問題などを契機に注目されている。

緩衝地帯は、個別の構成資産の保護を確実に行うのみならず、構成資産とその周辺環境の一体的な保全を行うために設置するものであり、都市計画制度との連携がより強く求められる。

#### 作業指針に示された緩衝地帯に係る事項

103 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。

104 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

105 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。

106 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること。

107 通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。

### ② 観光客の増加に対する対応

世界遺産登録により観光客が増加すること自体は、登録された資産の顕著な普遍的価値に対する理解及び世界遺産一般に関する普及啓発につながることから、歓迎すべきことである。しかし、その一方で、観光客の増加は、資産及びその周辺地域におけるごみのポイ捨て、人の通行による物理的な劣化、心無い観光客の増加による被害など、資産の価値を損なうリスクを招くことにもなりかねない。

また、増加した観光客に十分なサービスを提供できる体制・インフラ等が整備されていない場合には、資産の顕著な普遍的価値が正確に理解されないばかりでなく、世界遺産一般に対する評価を下げる結果にもつながる。

このことから、世界遺産の登録に際しては、増加することが予想される観光客数を、地域に存在するその他の観光資源をも考慮に入れながら、どのように制御しつつ適切なサービスを提供していくのかという「観光管理」の観点が必要となる。

### ③ 災害、気候変動からの保護

2003 年 12 月にイランで発生した地震によるバム遺跡（危機遺産）への被害をはじめ、2004 年 12 月のスマトラ沖大地震によるスリランカのゴール港湾都市ほかアジア各地の文化財被害、2006 年 5 月のジャワ中部地震によるインドネシア世界遺産プランバナン寺院の一部倒壊など、自然災害に対する対策、気候変動による文化財への影響への対策は国際的に関心が高い。

## (2) 解説等

世界遺産の数が増加するにつれて、より複雑で多様な構成資産を含む世界遺産が増えていくことは避けられない状況にあり、個別の構成要素の解説のみならず、資産全体の顕著な普遍的価値について、海外からの観光客も正確に理解できるような総合的な解説を行うことが求められる。

このような観点から、従来、国内で採用されてきた史跡等の展示・解説の手法を中心として、情報提供の手法をさらに充実させていく必要がある。

## (3) 持続性

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値の総体である世界遺産一覧表を次の世代へと確実に伝えるために、その科学的な体制を国際社会の中に形成することにある。特に、作業指針第 96 段においては、登録時における顕著な普遍的価値及び真実性及び完全性の状態が、将来にわたって維持・強化されるよう資産の保護管理を行うことが必要であると指摘している。

1994 年にユネスコ世界遺産委員会が採択したグローバル・ストラテジーにおいては、遺産登録の対象領域を拡大して世界各地に潜在する顕著な普遍的価値を持つ可能性の高い資産の発掘に努めるとともに、それらの将来への確実な伝達手法と体制を編成することにも重点を置いている。

後者の内容は持続可能な保護管理に関する内容であり、世界遺産を量産することから、登録したものを確実に保存管理することへと視点が移行してきているのだと理解することができる。

世界遺産の顕著な普遍的価値を持続的に継承していくためには、人材育成や体制整備を含む保存管理に関する観点のみならず、公開・活用（作業指針第 119 段）に関する観点も重要になってきている。さらに、2008 年 1 月の作業指針の改訂版から、グローバル・ストラテジーの戦略目標（4 つの C<sup>※12</sup>、作業指針第 26 段落）にコミュニティ（Communities）が加えられるなど、周辺生活環境との調和が持続的な保存管理の鍵であるとの認識が強まっている。

また、海外の文化遺産の保存管理計画には、約 5 年ごとに見直しを行い、計画に定めた事項についての達成評価、新たな課題への対応の検討を行うために、保存管理計画の修正を行うしくみを定めていることも、持続性という観点から注目に値する。

## 6. 目標とする包括的保存管理計画の概要

### 国内の文化遺産及び文化資産における包括的保存管理計画の構成の傾向

#### 目標とする包括的保存管理計画の構成（案）と記載概要（案）

#### < 解説 >

##### 6-1 国内の文化遺産及び文化資産における包括的保存管理計画の構成の傾向

今後、新たに世界文化遺産の登録推薦を目指して、登録資産の全体に係る保存管理計画を策定する場合に参考資料となるように、過去に策定された「紀伊山地の霊場と参詣道」、「石見銀山遺跡とその文化的景観」、「平泉 一浄土思想を基調とする文化的景観」のそれぞれの包括的保存管理計画の目次構成を踏まえ、国内の文化遺産及び文化資産における包括的保存管理計画の構成の傾向について整理を行った。（表—1 参照）

##### 6-2 目標とする包括的保存管理計画の構成（案）と記載概要（案）

国内の文化遺産及び文化資産における包括的保存管理計画の構成の傾向を基本に、世界遺産条約・作業指針から見た留意事項（過去の推薦時にユネスコ世界遺産委員会やイコモスが示した指摘事項等を含む）をはじめ、近年における世界文化遺産の登録推薦の動向から見た留意事項、海外の事例から見た留意事項等を踏まえ、新たに目標とする包括的保存管理計画の構成（案）及び記載概要（案）を整理した。（表—2、表—3 参照）

また、観光客の増加等の新たな課題に適切に対応するため、既存の包括的保存管理計画を定期的に見直し、適切に改定していく視点も重要である。そのため、海外の管理計画の中には、約5年ごとに見直しを行うこととしているものも少なくない。世界遺産条約締約国は、6年ごとに世界遺産条約の履行状況や国内の世界遺産の保全状況について定期報告書を提出すること（要請）となっているが、この定期報告の作業と包括的保存管理計画の見直しを連動させることにより、効率的な保存管理が期待できるほか、持続的な保存管理体制の運営を行うことが可能になるものと考えられる。

以上のような観点から、既に登録されている世界文化遺産の関係者が、ユネスコ世界遺産センターへの定期的報告に対応するために新たに包括的保存管理計画を作成する場合のほか、世界遺産の定期報告書を作成する際に既存の包括的保存管理計画の見直し等を行う場合をも含め、参考資料としても利用できるように表—3を示した。

表—1：国内事例における包括的保存管理計画の構成の傾向

紀伊山地の霊場と参詣道	石見銀山遺跡とその文化的景観	平泉 一浄土思想を基調とする文化的景観	国内事例における構成の傾向
<b>第1章 計画の目的と策定の経緯</b> 1. 目的 2. 策定の経緯	<b>第1章 目的と経緯</b> 1. 目的 2. 計画策定の経緯	<b>第1章 目的と経緯</b> 1. 目的 2. 計画策定の経緯	<b>第1章 目的と経緯</b> 1. 目的 2. 計画策定の経緯
<b>第2章 構成資産の概要</b>	<b>第2章 資産構成の概要</b>	<b>第2章 資産構成の概要</b> 1. 構成資産の一覧 2. 資産及び緩衝地帯の範囲 3. 各構成資産の概要	<b>第2章 資産構成の概要</b> 1. 構成資産の一覧 2. 資産及び緩衝地帯の範囲 3. 各構成資産の概要
<b>第3章 保存と管理</b> 1. 保存管理の基本方針 2. 構成要素の明確化 3. 適切な保存管理方法の提示	<b>第3章 保存管理の基本方針</b> <b>第4章 構成要素の特定と本質的価値の明確化</b> <b>第5章 適切かつ具体的な保存管理の方法</b> 1. 資産を構成する諸要素 2. 資産の周辺環境を構成する諸要素 <b>第6章 個別の構成資産の保存管理計画の間における調整方法</b> 1. 重要文化財と重要伝統的建造物群保存地区との重複地域における調整 2. 史跡と重要伝統的建造物群保存地区との重複地域における調整	<b>第3章 保存と管理</b> 1. 保存管理の基本方針 2. 構成要素の明確化 3. 保存管理の方法	<b>第3章 保存管理の基本方針</b> 1. 保存管理の基本方針 2. 本質的価値の明確化 <b>第4章 保存と管理</b> 1. 資産を構成する諸要素 2. 保存管理の方法
<b>第4章 周辺環境の一体的な保存</b>	<b>第7章 周辺環境の一体的保全</b> 1. 景観保全地域の範囲 2. 景観保全地域の規制 3. 鉱区禁止地域の指定 4. 景観保全地域に隣接する周辺地域の保全	4. 周辺環境を含めた一体的な保全	<b>第5章 周辺環境の一体的保全</b> 1. 資産の周辺環境を構成する諸要素 2. 周辺環境の一体的保全の方法
<b>第5章 整備と活用</b>	<b>第8章 整備活用の基本方針</b> 1. 資産の状況把握と資料の蓄積 2. 均衡のとれた保存と整備活用 3. 資産の整備と住民生活との調和 4. 資産の価値を理解し、歴史と文化に触れる場の創出 5. 資産、景観及び環境に配慮した観光施策	5. 整備活用に関する施策	<b>第6章 整備と活用</b>
<b>第6章 運営体制の整備</b>	<b>第9章 運営方法と体制整備の方針</b> 1. 行政機関の役割の強化 2. 行政機関の相互連携の緊密化 3. 地域住民等の活動への支援の継続・充実 4. 行政と地域住民等との連携 5. 意識啓発のための企画の推進	6. 保存管理体制の整備	<b>第7章 運営体制の整備</b>

表—2：目標とする包括的保存管理計画の構成（案）

国内事例における構成の傾向	1. 世界遺産条約・作業指針の分析・考察から見た留意事項（過去の推薦におけるユネスコ等からの指摘事項等*を含む）	2. 近年の世界文化遺産登録推薦の動向から見た留意事項	3. 海外事例等との比較により修正が望まれる事項
<b>第1章 目的と経緯</b>			
1. 目的 2. 計画策定の経緯			・緩衝地帯を含む面的な保護措置のための都市計画等関係計画との連携
<b>第2章 資産構成の概要</b>			
1. 構成資産の一覧 2. 資産及び緩衝地帯の範囲 3. 各構成資産の概要	・推薦資産を構成する要素の一覧の作成 ・推薦資産を確実に保護するための緩衝地帯の設定	・適切な緩衝地帯の設定とその根拠	・世界遺産としての顕著な普遍的価値、登録価値基準と構成資産の対応整理
<b>第3章 保存管理の基本方針</b>			
1. 保存管理の基本方針 2. 本質的価値の明確化			・世界遺産としての顕著な普遍的価値に照らした保存管理の現状の整理及び保存管理方針の提示
<b>第4章 保存と管理</b>			
1. 資産を構成する諸要素 2. 保存管理の方法	・真正性/真実性を考慮した保存管理計画 ・諸要素間の関係を含む完全性の保持 ・住民生活との調和に配慮した保存管理		・世界遺産登録により増加することが予想される観光客の管理と影響への対応
<b>第5章 周辺環境の一体的保全</b>			
1. 資産の周辺環境を構成する諸要素 2. 周辺環境の一体的保全の方法	・諸要素間の関係を含む完全性の保持 ・開発等との調和のための戦略立案 ・住民生活との調和に配慮した保存管理 ・推薦資産を確実に保護するための緩衝地帯の設定とその規制内容	・観光客の増加に対する対応 ・緩衝地帯における確実な保存管理の方法の明確化 ・自然災害、気候変動からの保護	・適切な緩衝地帯の管理 ・特に、世界遺産登録により増加することが予想される観光客の管理と影響への対応 ・周辺住民生活（コミュニティ）との調和
<b>第6章 整備と活用</b>			
	・中期的な戦略の立案 ・観光計画及び遺跡の情報提供に関する整備計画の作成 ・効果的な公開・活用のための計画策定 ・今後の調査研究、保存管理、整備活用に関する施策の推進（アクションプラン） ・詳細な考古学上の調査・研究の戦略立案	・観光客の増加に対する対応 ・世界文化遺産の適切な理解を得るための効果的な展示・解説方法の充実（インタープリテーション）	・世界遺産として、異なる文化的背景を持つ様々な国・地域のひとびともわかりやすい展示・解説等（インタープリテーション）の必要性 ・具体的な整備活用事業の提示（優先順位、短期・中期・長期目標）
<b>第7章 運営体制の整備</b>			
	・保存管理の体制整備（全体の保存管理を監督する調整機関の設定） ・役割分担の明確化と・国、県、市町村等多くの関係者による複雑な保存管理体制の機能性についてのわかり易い説明 ・地域住民を含む関係者間での保存管理と整備活用に関する合意形成方法 ・地域住民が積極的に参加できるしくみ	・持続可能な保護のための運営	・地域住民（コミュニティ）が関わるしくみ ・定期的（約5年）な見直し

これからの包括的保存管理計画の構成（案）
<b>注）赤字は従来の標準的な目次の追加となる項目 または、内容の充実を図る内容を示す</b>
<b>第1章 目的と経緯（推薦資産と緩衝地帯）</b>
1. 目的 2. 計画策定の経緯 <b>3. 計画の位置付け（都市計画等との関連）</b>
<b>第2章 資産構成の概要と保存管理状況（推薦資産と緩衝地帯）</b>
1. 構成資産の一覧 2. 資産及び緩衝地帯の範囲 <b>3. 各構成資産の概要と保存管理状況</b>
<b>第3章 保存管理の目標と基本方針（推薦資産と緩衝地帯）</b>
<b>1. 顕著な普遍的価値の明確化</b> 2. 保存管理の基本方針
<b>第4章 保存と管理（推薦資産）</b>
1. 資産を構成する諸要素 2. 保存管理の方法
<b>第5章 周辺環境の一体的保全（緩衝地帯）</b>
1. 資産の周辺環境を構成する諸要素 2. 周辺環境の一体的保全の方法 <b>3. 周辺住民生活との調和</b>
<b>第6章 整備と公開・活用（推薦資産と緩衝地帯）</b>
<b>1. 基本方針</b> <b>2. 整備の方法</b> <b>3. 公開・活用の方法</b>
<b>第7章 運営体制の整備と運営（推薦資産と緩衝地帯）</b>
<b>1. 保存管理体制の整備と役割分担</b> <b>2. 地域住民等と行政の連携・協働</b> <b>3. 地域住民の参加・支援のしくみ</b> <b>4. 持続的運営のための定期的確認</b>
<b>附章（事業計画（案））</b>

\*「過去の推薦におけるユネスコ等からの指摘事項等」は、「世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道」（『紀伊山地の霊場と参詣道』の世界遺産登録の意義と課題）（2005年3月、世界遺産登録推進三県協議会（三重県、奈良県、和歌山県））、「世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観 公式記録」（第1章石見銀山遺跡とその文化的景観の評価・審査をめぐって）（2007年11月、島根県教育委員会）、「『平泉の文化遺産』の顕著な普遍的価値と保存管理に関する国際専門家会議」における論点及び結論（2006年6月）を参考とした。



表—3：目標とする包括的保存管理計画の構成と記載内容の概要（案）

目次	記載内容の概要	
	登録推薦時	更新時
<b>第1章 目的と経緯</b>		
1. 目的	推薦資産及び緩衝地帯の一体性（完全性）の保存。管理に関する包括的な計画の策定。	同左
2. 計画策定の経緯	検討、採択の経緯（委員会の設立・開催経緯、地域住民の参加等）。	左に加えて、更新に係る経緯
3. 計画の位置付け	都市計画等関連行政計画との関係・連携の説明、計画の実施予定（タイムスケール）等。	同左
<b>第2章 資産構成の概要と保存管理状況（推薦資産と緩衝地帯）</b>		
1. 構成資産の一覧	構成資産・構成要素の整理、世界遺産登録基準との関係整理。	同左
2. 資産及び緩衝地帯の範囲	資産範囲、緩衝地帯の範囲と根拠。	緩衝地帯における範囲の変更の有無
3. 各構成資産の概要と保存管理状況	資産全体の保全状況及び管理に係る基礎情報（世界遺産センターへの定期報告の内容を考慮するとともに、可能な限り定量的な説明を目差す）。	左記基礎情報の更新
<b>第3章 保存管理の目標と基本方針（推薦資産と緩衝地帯）</b>		
1. 顕著な普遍的価値の明確化	世界遺産としての顕著な普遍的価値の明示。	世界遺産の顕著な普遍的価値の保全状況に関して、世界遺産登録後の観光客の増大による影響の有無などを考慮し、保存管理の目標を修正する必要がある有無、優先的に対応すべき特定の課題の有無を明示。 【定期的報告対応については同左】
2. 保存管理の基本方針	顕著な普遍的価値の保存のための、資産全体（それぞれの構成資産の関係や、同種の構成資産における共通事項、資産と緩衝地帯）の保存管理、整備・公開・活用等に関する目標の明示。目標を達成するための保存管理に関わる基本方針。	課題に照らした保存管理の目標（優先順位）
<b>第4章 保存と管理（推薦資産）</b>		
1. 資産を構成する諸要素	資産を構成する諸要素の特定（推薦資産－構成資産－要素の整理）。	同左
2. 保存管理の方法	資産登録範囲内での行為規制・施策等についての整理、解説。特に、それぞれの構成資産で共通する事項について明示。顕著な普遍的価値とその真実性及び完全性を保存し、確実に継承していく観点から、管理方法（維持管理を含む）を整理する。 国内法による開発行為等への許認可基準の他、世界遺産登録により増大することが予想される利用・観光との調整（コントロール）方法、温暖化等の地球環境問題による影響の考慮、植物等の自然要素の変化に対する考え方、火災その他の防災対策等について示す。	同左
<b>第5章 周辺環境の一体的保全（緩衝地帯）</b>		
1. 資産の周辺環境を構成する諸要素	資産の周辺環境（緩衝地帯）を構成する諸要素の特定。	同左
2. 周辺環境の一体的保全の方法	緩衝地帯での行為規制・施策等の明示。特に、それぞれの構成資産の緩衝地帯が一体でない場合は、共通する事項を明示し、その保全の在り方と方法を示す。 資産の顕著な普遍的価値を構成するものではないが、関係する重要な雰囲気構成する周辺環境（セッティング）や資産の完全性、複数の構成資産の連続性を維持するための考え方、取組、施策等について示す。	同左
3. 周辺住民生活との調和	周辺住民生活への影響を最小限に抑え、調和を図るための方法、施策等。	同左
<b>第6章 整備と公開・活用（推薦資産と緩衝地帯）</b>		
1. 基本方針	顕著な普遍的価値を保存するための整備や、顕著な普遍的価値を伝えるための整備及び公開・活用の在り方についての整理、考え方。	同左
2. 整備の方法	保存のために必要な各種整備、公開・活用のために必要な解説板、施設等の各種整備に係る計画。	同左
3. 公開・活用の方法	公開、活用、教育、解説等のプログラムに係る施策の計画（複数の関係者間での調整方法を含む）。	同左
<b>第7章 運営体制の整備と運営（推薦資産と緩衝地帯）</b>		
1. 保存管理体制の整備と役割分担	役割分担の明確化と、国、県、市町村等多くの関係者による複雑な保存管理体制の機能性についてのわかり易い説明。	同左
2. 地域住民等と行政の連携・協働	地域住民を含む関係者間での保存管理と整備活用に関する合意形成方法。	同左
3. 地域住民の参加としくみ	積極的な地域住民の参加を促すしくみ、地域住民活動への支援等。	同左
4. 持続的運営のための定期的確認	持続的運営のための体制、確認項目；定期的な見直しに関する計画（スケジュール案）。	同左
<b>附章</b>		
（事業計画（案））	年間作業計画、短期・中期・長期計画、優先順位、予算規模、予算措置手続きについての可能な限りの記述。	左記の更新

包括的保存管理計画  
独自の内容

主として、推薦書に  
掲載している内容を  
基に事実関係・現況  
について記述

構成資産、緩衝地帯  
全体について記述

目標及び方針は、第  
4章～第7章を包括  
する内容

主として、推薦資産  
全体のまとまりを考  
慮した構成資産相互  
の連携に関する保存  
管理、並びに緩衝地  
帯の保存管理等につ  
いて記載  
↓  
個別の管理計画を統  
合する管理目標、分  
野ごとの方針、連絡  
体制を記載

世界遺産推薦書の内  
容と定期的報告の内  
容を踏まえた内容

**参考資料**





用語	概要	引用・参考等
① 世界遺産	<p>世界遺産には文化遺産・自然遺産・複合遺産があり、有形の不動産が対象となっている。文化遺産は次のものをいう。</p> <p>(1) 記念工作物 (2) 建造物群 (3) 遺跡</p>	<p>世界遺産条約第1条・第2条</p> <p>世界遺産条約履行のための作業指針段落 45、46</p> <p>文化庁 HP 「世界遺産関係用語集」</p>
② 構成資産	<p>構成資産とは、登録推薦する資産の総体を構成する要素 (component features) を示す。</p>	<p>「紀伊山地の霊場と参詣道」推薦書本文</p> <p>「石見銀山遺跡とその文化的景観」推薦書本文</p>
③ 作業指針	<p>世界遺産登録推薦の要件を解説したもので、正式には「Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention」(世界遺産条約履行のための作業指針) と呼ばれ、現行では 2008 年 1 月改訂が最新である。</p>	<p>世界遺産条約履行のための作業指針</p>
④ 世界遺産のための保存管理計画 (management plan)	<p>推薦資産の適切な管理のための management plan を指す(作業指針段落 108~110、115、132)。</p> <p>推薦資産の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するために、各資産について、推薦資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい)について明示した適切な管理計画のこと。</p> <p>どのような管理体制が効果的かは、推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該推薦資産がおかれた文化、自然面での文脈によっても異なる。</p> <p>管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画やその他の計画手法が使われることが考えられる。management plan は、推薦書に一部を添付することが求められている。また、英語或いはフランス語でない場合は、詳しく解説した資料を添付することが求められている。</p>	<p>作業指針段落 108、109、110、115、132</p> <p>文化庁 HP 「世界遺産関係用語集」</p>
⑤ 推薦資産	<p>推薦資産とは、登録推薦する資産の総体 (nominated property) を示す。</p> <p>例)「紀伊山地の霊場と参詣道」が資産の総体 (nominated property) で、熊野本宮大社・金剛峯寺・大峰山寺・熊野参詣道等が構成資産 (component features) となる。</p>	<p>同上</p>

用語	概要	引用・参考等
⑥ 保存活用計画	<p>保存活用計画は、所有者・管理責任者・管理団体（以下「所有者等」と記す。）が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村（組合及び特別区を含む。以下同じ）教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定される。</p> <p>保存活用計画は、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定めたものからなり、原則としてこれらのすべてを含む総合的な計画として策定するものとされている。</p>	平成13年3月24日庁保建第164号 各都道府県教育委員会教育長あて、文化庁文化財保護部長通知
⑦ 保存管理計画	<p>保存管理計画は、史跡名勝天然記念物等を適切に保存し、次世代へと確実にでんたつしていくために、史跡・名勝・天然記念物等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的とする計画である。</p> <p>保存管理計画の策定は、文化財保護法上、明確な規定があるわけではないが、保存管理の基本方針及びその方法は基本的にすべての史跡名勝天然記念物等について定めておくべき事項である。</p>	史跡等整備のてびき一計画編一
⑧ 文化的景観保存計画	<p>文化的景観の保護にあつては、文化的景観が地域における人々の生活又は生業に密接に関係すること、特性によって管理方法が異なること等から、所有者等に身近な行政主体たる都道府県又は市町村による保護のための組織的・継続的な取り組みが必要である。</p> <p>このため、重要文化的景観の選定の申し出を行う都道府県等が講じる必要がある文化的景観の保存のため必要な措置に関する基準として、①文化的景観保存計画を定めていること、②景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること、③文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。）の氏名又は名称及び住所を把握していること、を規定することとしている。</p>	平成17年3月28日16庁財第413号 各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指定都市教育委員会、各中核市市長、各中核市教育委員会、文化庁間駅独立行政法人の長あて 文化庁次長通知
⑨ 保存計画	<p>伝統的建造物群保存地区について、保存地区を決定したときは、教育委員会は、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定め、これを告示する必要がある。</p> <p>保存計画に定める内容は、建造物等の保存整備計画及び保存管理等に必要な経費の補助基準等を具体的に定める必要がある。</p> <p>各都道府県教育委員会が保存計画を策定するにあたっては、当該市町村及び都道府県（当該市町村に建築主事が置かれていない場合は、都道府県）の建築行政担当部局と、都市計画が定められている地域にあつては、都市計画行政担当部局とあらかじめ、十分協議することとされている。</p>	昭和50年9月30日庁保建第192号 各道府県教育委員会あて、文化庁文化財保護部長通達

用語	概要	引用・参考等
⑩ 世界遺産一覧表における各種の不均衡	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 地域間における不均衡（遺産の登録数に見る各地域間の格差）</li> <li>ii. 文化遺産と自然遺産との不均衡</li> <li>iii. 遺産の種別間における不均衡（新しい時代に属する建築等の芸術的作品、科学技術の発展を示す産業遺産、長い歴史の中で人間が自然に対して働きかけることにより形成された土地利用の在り方を示す文化的景観等の欠落または不十分な状態）</li> </ul>	
⑪ 世界遺産のグローバル・ストラテジー	<p>「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー（The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List）」（以下、「グローバル・ストラテジー」という。）は、平成6年6月にパリのユネスコ本部において開催された専門家会合における議論をまとめた報告書に基づき、同年12月にタイのプーケットで開催された第18回世界遺産委員会において採択された。</p> <p>グローバル・ストラテジーにおいては、欧州地域における遺産、都市関連遺産及び信仰関連遺産、キリスト教関連遺産、先史時代及び20世紀の双方を除く歴史時代の遺産、優品としての建築遺産、などの登録が過剰に進んでいるとの認識が示され、このような登録遺産の偏重は文化遺産の多面的かつ広範な視野を狭める傾向を招き、ひいては生きた文化（living culture）や伝統（living tradition）、民俗学および民族的な風景、そして普遍的価値を有し、広く人間の諸活動に関わる事象などを対象から除外する結果となっていることが確認された。</p> <p>さらに、世界遺産一覧表の代表性及び信頼性を確保していくためには、遺産を「もの」として類型化するアプローチから、広範囲にわたる文化的表現の複雑でダイナミックな性質に焦点をあてたアプローチへと移行させる必要のあることが指摘され、人間の諸活動や居住の形態、生活様式や技術革新などを総合的に含めた人間と土地の在り方を示す事例や、人間の相互作用、文化の共存、精神的・創造的表現に関する事例なども考慮すべきであることが指摘された。</p> <p>以上のような指摘を踏まえ、平成6年現在、比較研究が進んでいる分野として、以下のような3つの遺産の種別が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 20世紀の建築</li> <li>ii. 産業遺産</li> <li>iii. 文化的景観</li> </ul>	世界遺産条約履行のための作業指針段落 54～61
⑫ 4つのC	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界遺産一覧表の信用性（Credibility）の強化</li> <li>2. 世界遺産の効果的な保全（Conservation）の確実な担保</li> <li>3. 締約国における効果的なキャパシティビルディング（Capacity-building）の促進</li> <li>4. コミュニケーション（Communication）を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大</li> </ol>	世界遺産条約履行のための作業指針段落 26